○厚生労働省告示第五十五号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）第六条第二項、第二十一条、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第百十二条第一項の指定除染等業務記録保存機関を指定したので、同令第百二十三条の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	事務所の所在地	指定年月日
財団法人放射線影響協会	東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号	平成二十四年二月十三日

○厚生労働省告示第五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第五十七号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十一条第五項及び同法第百二十二条第六項並びに同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会の疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率並びに全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可したので、同法第百二十一条第六項及び同法第百二十二条第六項並びに同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第五十八号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六五〇円	二五〇円	四〇〇円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、〇八〇円	四一五円	六六五円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	二、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	二、三七〇円	九〇五円	一、四六五円
第九級	二、七五〇円	一、〇五〇円	一、七〇〇円
第一〇級	三、二一〇円	一、二二五円	一、九八五円
第一一級	三、七三〇円	一、四二五円	二、三〇五円

第二号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	三九〇円	一五〇円	二四〇円
第二級	五七〇円	二二〇円	三五〇円
第三級	七四〇円	二八五円	四五五円
第四級	九四〇円	三六〇円	五八〇円
第五級	一、一四〇円	四三五円	七〇五円
第六級	一、四〇〇円	五三五円	八六五円
第七級	一、七三〇円	六六〇円	一、〇七〇円
第八級	二、〇五〇円	七八五円	一、二六五円
第九級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第一〇級	二、七七〇円	一、〇六〇円	一、七一〇円
第一一級	三、二三〇円	一、二三五円	一、九九五円

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県小諸市大字大**久**保字山根一六二三の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小諸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町安庭字親木一九三八、一九三九、一九五二の一、一九五二の二、一九五三、安曇野市明科東川手六四二七、六四二八、六四三一、九四九七、九四九八、九五〇一から九五〇三まで、九五一〇、一〇九三四のイ、一〇九三四のロ、一〇九五〇、一〇九五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。